

## 社外からの評価／ガイドライン

### ESG指数の選定

近年、運用の投資基準として財務面だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮したESG投資への関心が高まっています。住友林業グループは、2021年3月時点で下記のESG指数に組み入れられています。

#### DJSI (Dow Jones Sustainability Indices)

米国ダウジョーンズ社が1999年に開発した、企業の環境・サステナビリティ格付けの中で最も信頼される格付けの一つ。Dow Jones Global Indexに含まれる世界の企業3,400社以上に対して、「経済」「環境」「社会」の3つの観点からアンケート調査が行われる。2021年1月に「Dow Jones Sustainability Asia Pacific Index」の構成銘柄に選定された。「Dow Jones Sustainability Indices」シリーズへの選定は今回を含め13回目となった。



#### FTSE4Good Global Index

ロンドン証券取引所の子会社であるFTSE社による、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に関する世界基準を満たす企業評価。2004年より継続選定



#### GPIFが選定した4つ全てのESG指数構成銘柄に採用

#### FTSE Blossom Japan Index

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数の一つで、FTSE社によるESG評価指数



#### MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数の一つ。米MSCI社による時価総額上位500銘柄を選出した「MSCIジャパンIMIトップ500」を親指数に、業種内で相対的にESGが優れた企業評価の指数



## MSCI日本株女性活躍指数

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が2017年7月に選定した、日本株を対象とした指数の一つ。「MSCIジャパンIMIトップ500」を親指数に、業種内で性別多様性に優れた企業評価の指数

2021 CONSTITUENT MSCI日本株女性活躍指数 (WIN)

※ MSCI指数への住友林業株式会社の組み入れ、及びWEBサイトにおけるMSCIのロゴ、商標、サービスマーク、指数名称の使用は、MSCI及び関係会社による住友林業株式会社の後援、推奨あるいは広告宣伝ではない。MSCI指数はMSCIの独占的財産。MSCI及びMSCI指数の名称とロゴは、MSCI及び関係会社の商標もしくはサービスマーク

## S&P/JPX カーボンエフィシエント指数

日本取引所グループ、東京証券取引所及びS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスが環境指数「S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数」を共同開発し、公表を開始

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、ESG 投資戦略のベンチマークとして環境指数「S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数」を採用し、2018年度より選定



## ブルームバーグ男女平等指数

2021年1月に、ブルームバーグ社が発表した「2021年ブルームバーグ男女平等指数（GEI）」の構成企業に初選定されました。GEIは企業のジェンダーに関する情報開示の透明性や男女平等に関する取り組み・実績を評価するための指標です。ジェンダー平等に関する当社の取り組みが評価され、44の国と地域に本社を置く380社の1社として選定されました（日本企業は14社）。



## SOMPOサステナビリティ・インデックス

SOMPOアセットマネジメント株式会社によるESG評価。SOMPOリスクマネジメント株式会社の環境調査（通称「ぶなの森環境アンケート」）と、株式会社インテグレッタの社会・ガバナンス調査を基に決定される。2013年度より継続選定



## 2020年度の主な評価・表彰実績

| 受賞年月    | 名称・主催                         | 評価   | 対象企業・表彰者・在籍企業     |
|---------|-------------------------------|--|-------------------|
| 2020年4月 | 日本木材青壮年団体連合会                  | 筑波研究所 新研究棟が最優秀賞の国土交通大臣賞を受賞<br><a href="#">▶ ニュースリリース</a>   | 住友林業              |
| 2020年6月 | 豪州住宅産業協会                      | HIA-CSR Australian Housing大会の Professional Major Builder部門にて豪州No1を受賞<br><br><a href="#">▶ ニュースリリース</a>      | ヘンリー・プロパティーズ・グループ |
| 2020年8月 | Texas Association of Builders | 「2020 Star Awards」で、大規模ビルダー部門の最優秀ビルダー賞 (Volume Builder Grand Award) を受賞<br><br><a href="#">▶ ニュースリリース</a> | Gehan Homes, Ltd. |
| 2020年8月 | 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会           | 「スチール製階段用オープン手摺セット」が、「第14回キッズデザイン賞」を受賞<br><br><a href="#">▶ ニュースリリース</a>                                  | 住友林業<br>住友林業クレスト  |
| 2020年9月 | 株式会社oricon ME                 | 「2020年オリコン顧客満足度ランキング」で、不動産仲介マンションの売却/購入, 両ランキングで第1位に選出<br><br><a href="#">▶ ニュースリリース</a>                  | 住友林業ホームサービス       |

| 受賞年月     | 名称・主催                        | 評価   | 対象企業・表彰者・在籍企業                   |
|----------|------------------------------|--|---------------------------------|
| 2020年9月  | 日本経済新聞社<br>一般社団法人ニューオフィス推進協会 | 筑波研究所の新研究棟が、第33回日経ニューオフィス賞の「ニューオフィス推進賞」を受賞<br><br>▶ <a href="#">ニュースリリース</a>   | 住友林業                            |
| 2020年9月  | リード・ミデム                      | 「MIPIM AWARDS 2020」で審査員特別賞を受賞<br>~街を森にかえる「W350計画」~<br><br><br>▶ <a href="#">ニュースリリース</a>                        | 住友林業                            |
| 2020年10月 | 公益財団法人日本デザイン振興会              | 11年連続「グッドデザイン賞」受賞<br>外壁タイル「ANTIGRAN アンティグラン」<br>木造事務所及び店舗併用飲食店「てのべたかだや」<br><br><br>▶ <a href="#">ニュースリリース</a> | 住友林業                            |
| 2020年10月 | ウッドデザイン賞運営事務局                | 6年連続「ウッドデザイン賞2020」受賞<br><br><br>▶ <a href="#">ニュースリリース</a>  | 住友林業                            |
| 2020年11月 | 中央職業能力開発協会                   | 第58回 技能五輪全国大会 建築大工職種部門「銀賞」・「敢闘賞」を受賞<br><br>▶ <a href="#">ニュースリリース</a>  | 住友林業建築技術専門学校<br>住友林業ホームエンジニアリング |

| 受賞年月     | 名称・主催                    | 評価  | 対象企業・表彰者・在籍企業 |
|----------|--------------------------|---|---------------|
| 2020年12月 | CDP                      | 5年連続「気候変動Aリスト」入り<br>CDP2020で最高評価<br><br>CDPフォレスト：B<br>CDPウォーター：C<br><a href="#">▶ ニュースリリース</a>                 | 住友林業          |
| 2021年2月  | Sustainability Award2021 | S&Pグローバル社の世界的サステナビリティ格付けにて最高評価の「ゴールドクラス」に3年連続選定<br>※ 2019年までRobecoSAM社により運営<br><br><a href="#">▶ ニュースリリース</a> | 住友林業          |
| 2021年2月  | 一般財団法人地球人間環境フォーラム        | サステナビリティレポート2020 第24回環境コミュニケーション大賞で最高位の「環境報告大賞」受賞<br><br><a href="#">▶ ニュースリリース</a>                          | 住友林業          |
| 2021年3月  | 経済産業省                    | 日本健康会議<br>「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）」に認定<br><br><a href="#">▶ ニュースリリース</a>                                       | 住友林業          |
| 2021年3月  | 経済産業省                    | 東京証券取引所 2020年度「なでしこ銘柄」に選定<br><br><a href="#">▶ ニュースリリース</a>  | 住友林業          |

## GRIスタンダード対照表

### GRIスタンダード対照表

住友林業グループのサステナビリティレポートは、GRIスタンダードを参照しています。

以下の対照表は、関連する情報を含めたサステナビリティレポートの掲載・開示情報を記載しています。

| 項目および開示事項       |  | ISO26000<br>項目 | 記載場所                                 |
|-----------------|--|----------------|--------------------------------------|
| 組織のプロフィール（2016） |  |                |                                      |
| 102-1           | a. 組織の名称   |                | ▶ 会社概要                               |
| 102-2           | a. 組織の事業活動に関する説明<br>b. 主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める   |                | ▶ 会社概要<br>▶ 事業紹介<br>▶ サービス一覧         |
| 102-3           | a. 組織の本社の所在地   |                | ▶ 会社概要                               |
| 102-4           | a. 組織が事業を展開している国の数、および重要な事業所を所有している国の名称  |                | ▶ グループ会社一覧                           |
| 102-5           | a. 組織の所有形態や法人格の形態  |                | ▶ 会社概要                               |
| 102-6           | a. 参入市場  |                | ▶ 会社概要<br>▶ グループ会社一覧<br>▶ 海外住宅・不動産事業 |
| 102-7           | a. 組織の規模   |                | ▶ 会社概要<br>▶ 業績・財務情報                  |
| 102-8           | a. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、男女別総従業員数<br>b. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、地域別総従業員数<br>c. 雇用の種類（常勤と非常勤）別の、男女別総従業員数<br>d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述<br>e. 開示事項 102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する従業員数に著しい変動（観光業や農業における季節変動）<br>f. データの編集方法についての説明（何らかの前提があればそれも含める） | 6.4<br>6.4.3   | ▶ 社会性関連データ                           |

| 項目および開示事項 |  | ISO26000<br>項目 | 記載場所   |
|-----------|--|----------------|--|
| 102-9     | a. 組織のサプライチェーンの説明。組織の活動、主要なブランド、製品、およびサービスに関するサプライチェーンの主要要素を含める                  |                | ▶ 事業の全体像   |
| 102-10    | a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して生じた重大な変化   |                | ▶ 会社概要<br>▶ 業績・財務情報  |
| 102-11    | a. 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方   | 6.2            | ▶ リスクマネジメント<br>▶ サプライチェーンマネジメント<br>▶ 人権尊重の取り組み<br>▶ 労働安全衛生マネジメント<br>▶ 環境リスクマネジメント<br>▶ 汚染の防止 |
| 102-12    | a. 外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアティブで、組織が署名または支持しているもののリスト                       | 6.2            | ▶ 経営理念とサステナビリティ経営<br>▶ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題<br>▶ SDGsへの貢献と重要課題<br>▶ 社会貢献活動の推進                |
| 102-13    | a. 業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト                                    | 6.2            | ▶ 社会貢献活動の推進  |
| 戦略        |  |                |  |
| 102-14    | a. 組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明 | 6.2            | ▶ トップコミットメント   |
| 102-15    | a. 重要なインパクト、リスク、機会の説明  | 6.2            | ▶ トップコミットメント<br>▶ リスクマネジメント<br>▶ 環境リスクマネジメント<br>▶ TCFDへの対応<br>▶ IR関連資料                       |
| 倫理と誠実性    |  |                |  |
| 102-16    | a. 組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明  | 4.4            | ▶ 経営理念とサステナビリティ経営  |



| 項目および開示事項 |   | ISO26000<br>項目 | 記載場所  |
|-----------|---|----------------|---|
| 102-17    | a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明<br>i. 倫理的行為および合法行為、ならびに組織の誠実性に関する助言を求める制度<br>ii. 非倫理的行為または違法行為、ならびに組織の誠実性に関する懸念を通報する制度   |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 知的財産管理</li> <li>▶ コンプライアンス</li> </ul>  |
| ガバナンス     |   |                |   |
| 102-18    | a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む<br>b. 経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会   |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> <li>▶ リスクマネジメント</li> <li>▶ コンプライアンス</li> <li>▶ 環境マネジメント体制</li> </ul>                          |
| 102-19    | a. 最高ガバナンス機関から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会項目に関して権限委譲を行うプロセス   |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> <li>▶ リスクマネジメント</li> <li>▶ コンプライアンス</li> <li>▶ 環境マネジメント体制</li> <li>▶ 社員とのコミュニケーション</li> </ul> |
| 102-20    | a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会項目の責任者として任命しているか<br>b. その地位にある者が、最高ガバナンス機関の直属となっているか                                    |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> <li>▶ リスクマネジメント</li> <li>▶ コンプライアンス</li> <li>▶ 環境マネジメント体制</li> </ul>                          |
| 102-21    | a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス<br>b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> <li>▶ 株主還元とIR活動</li> <li>▶ 社員とのコミュニケーション</li> </ul>   |
| 102-22    | a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成   |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> </ul>   |
| 102-23    | a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か<br>b. 議長が執行役員を兼ねている場合、組織の経営におけるその者の役割と、そのような人事の理由                                  |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> </ul>   |
| 102-24    | a. 最高ガバナンス機関およびその委員会メンバーの指名と選出のプロセス<br>b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名と選出で用いられる基準  |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> </ul>   |



| 項目および開示事項 |   | ISO26000<br>項目 | 記載場所  |
|-----------|---|----------------|---|
| 102-25    | a. 利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス機関が行っているプロセス<br>b. 利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか  |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> <li>▶ コンプライアンス</li> </ul>   |
| 102-26    | a. 経済、環境、社会項目に関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と役員が果たす役割   |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> <li>▶ 環境マネジメント体制</li> </ul> |
| 102-27    | a. 経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集合的知見を発展、強化するために実施した施策   |                |   |
| 102-28    | a. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンスを評価するためのプロセス<br>b. 当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度<br>c. 当該評価が自己評価であるか否か<br>d. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンス評価に対応して行った措置。最低限、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を含む |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> </ul>                       |
| 102-29    | a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割を含む<br>b. 最高ガバナンス機関による経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントをサポートするために、ステークホルダーとの協議が活用されているか否か      | 6.2            | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> <li>▶ リスクマネジメント</li> </ul>  |
| 102-30    | a. 経済、環境、社会項目に関するリスクマネジメント・プロセスの有効性のレビューにおける最高ガバナンス機関の役割  |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> <li>▶ リスクマネジメント</li> </ul>  |
| 102-31    | a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会に関して最高ガバナンス機関が行うレビューの頻度  | 6.2            | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> <li>▶ リスクマネジメント</li> </ul>  |
| 102-32    | a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職  |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> </ul>                       |

| 項目および開示事項         |  | ISO26000<br>項目 | 記載場所  |
|-------------------|--|----------------|---|
| 102-33            | a. 最高ガバナンス機関に対して重大な懸念事項を伝達するために設けられているプロセス   | 6.2            | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> <li>▶ リスクマネジメント</li> <li>▶ コンプライアンス</li> <li>▶ 株主還元とIR活動</li> </ul> |
| 102-34            | a. 最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の性質と総数<br>b. 重大な懸念事項への対処、解決のために使われたメカニズム  |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コンプライアンス</li> </ul>  |
| 102-35            | a. 最高ガバナンス機関および役員に対する報酬方針<br>b. 報酬方針におけるパフォーマンス基準と、最高ガバナンス機関および役員の経済、環境、社会項目における目標がどのように関係しているか          | 6.2            | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> </ul>   |
| 102-36            | a. 報酬の決定プロセス<br>b. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か<br>c. 報酬コンサルタントと組織との間に存在するその他の関係 |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> </ul>   |
| 102-37            | a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め、また考慮しているか<br>b. 考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果                                      | 6.2            | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス</li> <li>▶ 株主還元とIR活動</li> </ul>  |
| 102-38            | a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の、同じ国の全従業員における年間報酬額の中央値（最高給与所得者を除く）に対する比率                          |                |   |
| 102-39            | a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の増加率の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値（最高給与所得者を除く）の増加率に対する比率                 |                |   |
| ステークホルダー・エンゲージメント |  |                |   |
| 102-40            | a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト  | 6.2            | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ステークホルダーエンゲージメント</li> </ul>  |
| 102-41            | a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の割合   |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 社会性関連データ</li> </ul>  |
| 102-42            | a. 組織がエンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準  | 6.2            |   |

| 項目および開示事項 |  | ISO26000<br>項目  | 記載場所                             |
|-----------|--|---|----------------------------------|
| 102-43    | a. 組織のステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメントの頻度を含む。また、特に報告書作成プロセスの一環として行ったエンゲージメントか否かを示す | 6.2<br>6.7<br>6.7.4<br>6.7.5<br>6.7.6<br>6.7.8<br>6.7.9 | ▶ ステークホルダーエンゲージメント               |
| 102-44    | a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念   | 6.2   | ▶ ステークホルダーエンゲージメント               |
| 報告実務      |  |   |                                  |
| 102-45    | a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト<br>b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れているか否か         | 6.2   | ▶ IR関連資料                         |
| 102-46    | a. 報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明<br>b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかについての説明                          |   | ▶ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題           |
| 102-47    | a. 報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト  |   | ▶ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題           |
| 102-48    | a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由   |   | 該当なし                             |
| 102-49    | a. マテリアルな項目および項目の該当範囲について、過去の報告期間からの重大な変更  |   | ▶ 編集方針<br>▶ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題 |
| 102-50    | a. 提供情報の報告期間   |   | ▶ 編集方針                           |
| 102-51    | a. 前回発行した報告書の日付  |   | ▶ 編集方針                           |
| 102-52    | a. 報告サイクル  |   | ▶ 編集方針                           |
| 102-53    | a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口   |   | ▶ アンケート                          |
| 102-54    | a. 組織がGRIスタンダードに準拠し、報告書を作成したことを表す主張  |   | ▶ 編集方針                           |
| 102-55    | a. GRIの内容索引  |   | 本対照表                             |
| 102-56    | a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明<br>b. 保証されていない事項、その根拠  | 7.5.3   | ▶ 第三者保証報告書                       |

| 項目および開示事項       | ISO26000<br>項目   | 記載場所  |
|-----------------|--|---|
| マネジメント手法 (2016) |  |   |
| 103-1           | a. その項目がマテリアルである理由の説明<br>b. マテリアルな項目の該当範囲<br>c. 該当範囲に関する具体的な制約事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題</li> <li>▶ 重要課題1</li> <li>▶ 重要課題2</li> <li>▶ 重要課題3</li> <li>▶ 重要課題4</li> <li>▶ 重要課題5</li> </ul>   |
| 103-2           | a. 組織がその項目をどのようにマネジメントしているかについての説明<br>b. マネジメント手法の目的に関する表明<br>c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 方針</li> <li>ii. コミットメント</li> <li>iii. 目標およびターゲット</li> <li>iv. 責任</li> <li>v. 経営資源</li> <li>vi. 苦情処理メカニズム</li> <li>vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ トップコミットメント</li> <li>▶ サステナビリティに関わる各種方針・考え方</li> <li>▶ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題</li> <li>▶ 重要課題1</li> <li>▶ 重要課題2</li> <li>▶ 重要課題3</li> <li>▶ 重要課題4</li> <li>▶ 重要課題5</li> </ul> |
| 103-3           | a. 組織によるマネジメント手法の評価方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 中期経営計画サステナビリティ編と重要課題</li> <li>▶ 重要課題1</li> <li>▶ 重要課題2</li> <li>▶ 重要課題3</li> <li>▶ 重要課題4</li> <li>▶ 重要課題5</li> </ul>   |

| 項目および開示事項           |                                     | ISO26000<br>項目                                      | 記載場所  |
|---------------------|-------------------------------------|---|---|
| 経済パフォーマンス (2016)    |                                     |   |   |
| 201-1               | 創出、分配した直接的経済価値                      | 6.8.1<br>6.8.2<br>6.8.3<br>6.8.7<br>6.8.9           | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 株主還元とIR活動</li> <li>▶ 会社概要</li> <li>▶ 有価証券報告書</li> </ul>  |
| 201-2               | 気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会  | 6.5.5   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 環境リスクマネジメント</li> <li>▶ TCFDへの対応</li> <li>▶ 気候変動の緩和</li> <li>▶ 気候変動への適応</li> <li>▶ 事業活動に伴うエネルギー使用 &amp; 再エネ導入</li> <li>▶ 事業活動に伴う温室効果ガス排出</li> </ul> |
| 201-3               | 確定給付型年金制度の組織負担の範囲                   | 6.8.7   | ▶ IR関連資料  |
| 201-4               | 政府から受けた財務援助                         |   |   |
| 地域経済での存在感 (2016)    |                                     |   |   |
| 202-1               | 重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率 (男女別) | 6.3.7<br>6.3.10<br>6.4.3<br>6.4.4<br>6.8.1<br>6.8.2 |   |
| 202-2               | 重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率   | 6.4.3<br>6.8.1<br>6.8.2<br>6.8.5<br>6.8.7           | ▶ 社会性関連データ  |
| 間接的な経済的インパクト (2016) |                                     |   |   |
| 203-1               | インフラ投資および支援サービスの展開と影響               | 6.3.9<br>6.8.1<br>6.8.2<br>6.8.7<br>6.8.9           | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 海外住宅・不動産事業&gt;ESGへの取り組み一体化推進</li> <li>▶ 持続可能な森林経営</li> <li>▶ 社会貢献活動の推進</li> <li>▶ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全</li> </ul>                                   |

| 項目および開示事項    |  | ISO26000<br>項目   | 記載場所   |
|--------------|--|--|--|
| 203-2        | 著しい間接的な経済影響（影響の程度を含む）                      | 6.3.9<br>6.6.6<br>6.6.7<br>6.7.8<br>6.8.1<br>6.8.2<br>6.8.5<br>6.8.6<br>6.8.7<br>6.8.9 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ リスクマネジメント</li> <li>▶ 海外住宅・不動産事業</li> <li>▶ 環境リスクマネジメント</li> <li>▶ TCFDへの対応</li> </ul> |
| 調達慣行（2016）   |  |  |  |
| 204-1        | 重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率                  | 6.4.3<br>6.6.6<br>6.8.1<br>6.8.2<br>6.8.7  |  |
| 腐敗防止（2016）   |  |  |  |
| 205-1        | 腐敗に関するリスク評価を行っている事業所の総数と比率、特定した著しいリスク      | 6.6.1<br>6.6.2<br>6.6.3  | ▶ コンプライアンス   |
| 205-2        | 腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修                 | 6.6.1<br>6.6.2<br>6.6.3<br>6.6.6   | ▶ コンプライアンス   |
| 205-3        | 確定した腐敗事例、および実施した措置                         | 6.6.1<br>6.6.2<br>6.6.3  | ▶ コンプライアンス   |
| 反競争的行為（2016） |  |  |  |
| 206-1        | 反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果 | 6.6.1<br>6.6.2<br>6.6.5<br>6.6.7   | ▶ コンプライアンス   |
| 税（2019）      |  |  |  |
| 207-1        | 税務へのアプローチ                                  | 6.2  | ▶ 税務戦略   |
| 207-2        | 税務のガバナンス、管理、およびリスクマネジメント                   | 6.2  | ▶ 税務戦略   |
| 207-3        | 税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよび懸念事項への対処        |  | ▶ 税務戦略   |

| 項目および開示事項   |                          | ISO26000<br>項目                   | 記載場所   |
|-------------|--------------------------|----------------------------------|--|
| 207-4       | 国別の報告                    |                                  |  |
| 原材料（2016）   |                          |                                  |  |
| 301-1       | 使用原材料の重量または体積            | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4          | ▶ 事業活動に伴う環境負荷                                |
| 301-2       | 使用原材料におけるリサイクル材料の割合      | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4          | ▶ 廃棄物削減とリサイクルのマネジメント<br>▶ ゼロエミッション達成のための取り組み |
| 301-3       | 再生利用された製品と梱包材の割合         | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4          | ▶ 廃棄物削減とリサイクルのマネジメント<br>▶ ゼロエミッション達成のための取り組み |
| エネルギー（2016） |                          |                                  |  |
| 302-1       | 組織内のエネルギー消費量             | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4          | ▶ 事業活動に伴う環境負荷<br>▶ 事業活動に伴うエネルギー使用<br>& 再エネ導入 |
| 302-2       | 組織外のエネルギー消費量             | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4          | ▶ 事業活動に伴う環境負荷<br>▶ 事業活動に伴う温室効果ガス排出           |
| 302-3       | エネルギー原単位                 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4          | ▶ 事業活動に伴うエネルギー使用<br>& 再エネ導入                  |
| 302-4       | エネルギー消費の削減量              | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4<br>6.5.5 | ▶ 事業活動に伴うエネルギー使用<br>& 再エネ導入                  |
| 302-5       | 製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4<br>6.5.5 | ▶ 気候変動の緩和                                    |
| 水（2016）     |                          |                                  |  |
| 303-1       | 水源別の総取水量                 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4          | ▶ 事業活動に伴う環境負荷<br>▶ 水資源の有効利用<br>▶ 環境関連データ     |



| 項目および開示事項     |   | ISO26000<br>項目          | 記載場所  |
|---------------|---|-------------------------|---|
| 303-2         | 取水によって著しい影響を受ける水源   | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4 | ▶ 環境関連データ   |
| 303-3         | リサイクルおよびリユースした水の総量と比率                                       | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.4 |   |
| 生物多様性 (2016)  |   |                         |   |
| 304-1         | 保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト         | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.6 | ▶ 生物多様性保全に関する方針と目標<br>▶ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全                                     |
| 304-2         | 保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.6 | ▶ 緑化による環境都市への貢献<br>▶ 環境リスクマネジメント<br>▶ 生物多様性保全に関する方針と目標<br>▶ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全 |
| 304-3         | 保護または復元されている生息地   | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.6 | ▶ 緑化による環境都市への貢献<br>▶ 国内における社会貢献活動事例<br>▶ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全                    |
| 304-4         | IUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総数       | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.6 | ▶ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全   |
| 大気への排出 (2016) |   |                         |   |
| 305-1         | 直接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ1)                                | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.5 | ▶ 事業活動に伴う環境負荷<br>▶ 事業活動に伴う温室効果ガス排出  |
| 305-2         | 間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ2)                                | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.5 | ▶ 事業活動に伴う環境負荷<br>▶ 事業活動に伴う温室効果ガス排出  |
| 305-3         | その他の間接的な温室効果ガス (GHG) 排出 (スコープ3)                             | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.5 | ▶ 事業活動に伴う環境負荷<br>▶ 事業活動に伴う温室効果ガス排出  |

| 項目および開示事項        |   | ISO26000<br>項目                            | 記載場所                                  |
|------------------|---|---|---------------------------------------|
| 305-4            | 温室効果ガス（GHG）排出原単位  | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.5                   | ▶ 事業活動に伴う温室効果ガス排出                     |
| 305-5            | 温室効果ガス（GHG）排出量の削減量  | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.5                   | ▶ 気候変動の緩和<br>▶ 事業活動に伴う温室効果ガス排出        |
| 305-6            | オゾン層破壊物質（ODS）の排出量   | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.3<br>6.5.5          | ▶ 環境リスクマネジメント                         |
| 305-7            | NOx、SOx、およびその他の重大な大気排出                                    | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.3                   | ▶ 汚染の防止<br>▶ 環境関連データ                  |
| 排水および廃棄物（2016）   |   |   |                                       |
| 306-1            | 水質および排出先ごとの総排水量   | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.3                   | ▶ 事業活動に伴う環境負荷<br>▶ 環境関連データ            |
| 306-2            | 種類別および処分方法別の廃棄物の総重量                                       | 6.5<br>6.5.3                              | ▶ 事業活動に伴う環境負荷<br>▶ 廃棄物削減とリサイクルのマネジメント |
| 306-3            | 重大な漏出の総件数および漏出量   | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.3                   | ▶ 環境リスクマネジメント                         |
| 306-4            | バーゼル条約2付属文書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅷに定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率 | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.3                   |                                       |
| 306-5            | 組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値     | 6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.3<br>6.5.4<br>6.5.6 |                                       |
| 環境コンプライアンス（2016） |   |   |                                       |
| 307-1            | 環境法規制の違反  | 6.5.1<br>6.5.2<br>4.6                     | ▶ 環境リスクマネジメント                         |

| 項目および開示事項               |   | ISO26000<br>項目                            | 記載場所  |
|-------------------------|---|---|---|
| サプライヤーの環境面のアセスメント（2016） |   |   |   |
| 308-1                   | 環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率                                  | 6.3.5<br>6.5.1<br>6.5.2<br>6.6.6<br>7.3.1 |   |
| 308-2                   | サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響（現実的、潜在的なもの）、および行った措置                | 6.3.5<br>6.5.1<br>6.5.2<br>6.6.6<br>7.3.1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ サプライチェーンマネジメント<br/>    &gt; 流通事業における取り組み</li> <li>▶ サプライチェーンマネジメント<br/>    &gt; 製造事業における取り組み</li> <li>▶ サプライチェーンマネジメント<br/>    &gt; 住宅・建築事業における取り組み</li> </ul> |
| 雇用（2016）                |   |   |   |
| 401-1                   | 従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率（年齢、性別、地域による内訳）                          | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.3                   | ▶ 社会性関連データ  |
| 401-2                   | 派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付（主要事業拠点ごと）                    | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.4<br>6.8.7          |   |
| 401-3                   | 出産・育児休暇後の復職率と定着率（男女別）                                       | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.4                   | ▶ 社会性関連データ  |
| 労使関係（2016）              |   |   |   |
| 402-1                   | 業務上の変更を実施する場合の最低通知期間（労働協約で定めているか否かも含む）                      | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.3<br>6.4.5          |   |
| 労働安全衛生（2016）            |   |   |   |
| 403-1                   | 労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率 | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.6                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 労働安全衛生マネジメント</li> <li>▶ 社員とのコミュニケーション</li> <li>▶ 社会性関連データ</li> </ul>   |
| 403-2                   | 傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業務上の死亡者数                       | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.6<br>6.8.8          | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 労働安全衛生マネジメント</li> <li>▶ 社会性関連データ</li> </ul>  |

| 項目および開示事項          |   | ISO26000<br>項目   | 記載場所                         |
|--------------------|---|--|------------------------------|
| 403-3              | 業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数                           | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.6<br>6.8<br>6.8.3<br>6.8.4<br>6.8.8  | ▶ 労働安全衛生マネジメント               |
| 403-4              | 労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ                      | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.6                                    | ▶ 社員とのコミュニケーション              |
| 研修および教育（2016）      |   |  |                              |
| 404-1              | 従業員一人あたりの年間平均研修時間（男女別、従業員区分別）                     | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.7                                    | ▶ 人財育成<br>▶ 社会性関連データ         |
| 404-2              | スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援        | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.7<br>6.8.5                           | ▶ ダイバーシティ&インクルージョン<br>▶ 人財育成 |
| 404-3              | 業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率（男女別、従業員区分別）       | 6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.7                                    | ▶ 人財育成                       |
| ダイバーシティと機会均等（2016） |   |  |                              |
| 405-1              | ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳（性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別） | 6.2.3<br>6.3.7<br>6.3.10<br>6.4.1                          | ▶ コーポレートガバナンス<br>▶ 社会性関連データ  |
| 405-2              | 基本給と報酬総額の男女比                                      | 6.3.7<br>6.3.10<br>6.4.1<br>6.4.2<br>6.4.3<br>6.4.4        |                              |
| 非差別（2016）          |   |  |                              |
| 406-1              | 差別事例の総件数と実施した是正措置                                 | 4.8<br>6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.6<br>6.3.7<br>6.3.10<br>6.4.3 |                              |

| 項目および開示事項         |  | ISO26000<br>項目  | 記載場所   |
|-------------------|--|---|--|
| 結社の自由と団体交渉 (2016) |  |   |  |
| 407-1             | 結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策 | 6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.3<br>6.3.4<br>6.3.5<br>6.3.8<br>6.3.10<br>6.4.5<br>6.6.6        |  |
| 児童労働 (2016)       |  |   |  |
| 408-1             | 児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策                      | 4.8<br>6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.3<br>6.3.4<br>6.3.5<br>6.3.7<br>6.3.10<br>6.6.6<br>6.8.4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ サプライチェーンマネジメント<br/>    &gt; 流通事業における取り組み</li> <li>▶ サプライチェーンマネジメント<br/>    &gt; 製造事業における取り組み</li> <li>▶ サプライチェーンマネジメント<br/>    &gt; 住宅・建築事業における取り組み</li> <li>▶ 人権尊重の取り組み</li> </ul> |
| 強制労働 (2016)       |  |   |  |
| 409-1             | 強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策                      | 4.8<br>6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.3<br>6.3.4<br>6.3.5<br>6.3.10<br>6.6.6                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ サプライチェーンマネジメント<br/>    &gt; 流通事業における取り組み</li> <li>▶ サプライチェーンマネジメント<br/>    &gt; 製造事業における取り組み</li> <li>▶ サプライチェーンマネジメント<br/>    &gt; 住宅・建築事業における取り組み</li> <li>▶ 人権尊重の取り組み</li> </ul> |
| 保安慣行 (2016)       |  |   |  |
| 410-1             | 業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率  | 4.8<br>6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.4<br>6.3.5<br>6.6.6                                      |  |

| 項目および開示事項       |   | ISO26000<br>項目  | 記載場所   |
|-----------------|---|---|--|
| 先住民の権利 (2016)   |   |   |  |
| 411-1           | 先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置                             | 4.8<br>6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.4<br>6.3.6<br>6.3.7<br>6.3.8<br>6.6.7<br>6.8.3 |  |
| 人権アセスメント (2016) |   |   |  |
| 412-1           | 人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率                           | 4.8<br>6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.3<br>6.3.4<br>6.3.5                            | ▶ 人権尊重の取り組み  |
| 412-2           | 人権方針や手順に関する従業員研修                                      | 4.8<br>6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.5  | ▶ 人権尊重の取り組み  |
| 412-3           | 人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約                  | 4.8<br>6.3.1<br>6.3.2<br>6.3.3<br>6.3.5<br>6.6.6                            | ▶ サプライチェーンマネジメント<br>> 流通事業における取り組み<br>▶ 人権尊重の取り組み  |
| 地域コミュニティ (2016) |   |   |  |
| 413-1           | 事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率 | 6.3.9<br>6.5.1<br>6.5.2<br>6.5.3<br>6.8                                     | ▶ 国内森林資源の保全<br>▶ コンサルタント事業<br>▶ 社会貢献型植林活動<br>▶ 国内における社会貢献活動事例<br>▶ 海外におけるコミュニティー開発・地域貢献活動事例<br>▶ 人権尊重の取り組み |
| 413-2           | 地域コミュニティに著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業               | 6.3.9<br>6.5.3<br>6.8   |  |

| 項目および開示事項                |  | ISO26000<br>項目  | 記載場所   |
|--------------------------|--|---|--|
| サプライヤーの社会面のアセスメント (2016) |  |   |  |
| 414-1                    | 社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率  | 6.3.5<br>6.6.1<br>6.6.2<br>6.6.6<br>6.8.1<br>6.8.2<br>7.3.1 |  |
| 414-2                    | サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置   | 6.3.5<br>6.6.1<br>6.6.2<br>6.6.6<br>6.8.1<br>6.8.2<br>7.3.1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ サプライチェーンマネジメント<br/>    &gt; 流通事業における取り組み</li> <li>▶ サプライチェーンマネジメント<br/>    &gt; 製造事業における取り組み</li> <li>▶ サプライチェーンマネジメント<br/>    &gt; 住宅・建築事業における取り組み</li> <li>▶ 人権尊重の取り組み</li> </ul> |
| 公共政策 (2016)              |  |   |  |
| 415-1                    | 政治献金の総額（国別、受領者・受益者別）   | 6.6.1<br>6.6.2<br>6.6.4                                     |  |
| 顧客の安全衛生 (2016)           |  |   |  |
| 416-1                    | 主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率   | 6.7.1<br>6.7.2<br>6.7.4<br>6.7.5<br>6.8.8                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 製造事業における製品の安全・品質管理</li> <li>▶ 住宅事業における製品の安全・品質管理</li> </ul>   |
| 416-2                    | 製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）                                      | 4.6<br>6.7.1<br>6.7.2<br>6.7.4<br>6.7.5<br>6.8.8            |  |
| マーケティングとラベリング (2016)     |  |   |  |
| 417-1                    | 組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率 | 6.7.1<br>6.7.2<br>6.7.3<br>6.7.4<br>6.7.5<br>6.7.9          | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ お客様とのコミュニケーション<br/>    &gt; 住宅・建築事業における取り組み</li> </ul>  |



| 項目および開示事項            |   | ISO26000<br>項目  | 記載場所                                  |
|----------------------|---|---|---------------------------------------|
| 417-2                | 製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）                      | 4.6<br>6.7.1<br>6.7.2<br>6.7.3<br>6.7.4<br>6.7.5<br>6.7.9 |                                       |
| 417-3                | マーケティング・コミュニケーション（広告、プロモーション、スポンサー活動を含む）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別） | 4.6<br>6.7.1<br>6.7.2<br>6.7.3                            | ▶ 責任ある広告・宣伝                           |
| 顧客プライバシー（2016）       |   |   |                                       |
| 418-1                | 顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数                                 | 6.7.1<br>6.7.2<br>6.7.7                                   | ▶ お客様とのコミュニケーション<br>> 住宅・建築事業における取り組み |
| 社会経済面のコンプライアンス（2016） |   |   |                                       |
| 419-1                | 社会経済分野の法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置                                 | 4.6<br>6.7.1<br>6.7.2<br>6.7.6                            |                                       |